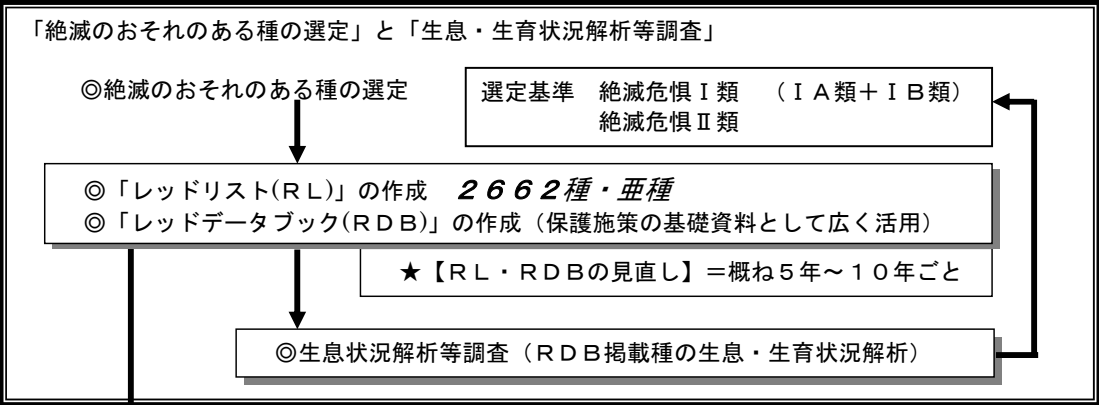


絶滅のおそれのある野生生物の保全施策の概要 (平成18年9月現在)

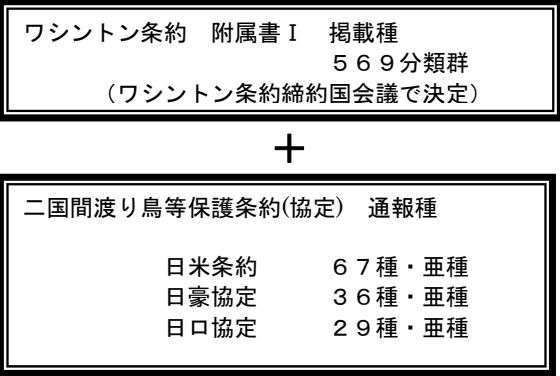
(国内に生息・生育する希少種の保護)

我が国に生息・生育する動植物種 約9万種・亜種



(外国産の希少種の保護)

地球上の野生動植物種 約140万種



絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (通称「種の保存法」平成4年6月制定・平成5年4月施行)

希少野生動植物種の指定

国内希少野生動植物種 73種・亜種

国際希少野生動植物種 669分類群

個体・器官等
の取扱規制

捕獲等の禁止

譲り渡し等の禁止 ・ 輸出入の禁止

特定種事業の監視

生息地の保護
に関する規制

生息地等保護区 **9地区指定 (886ha)**
○環境大臣指定 ○環境省(自然保護事務所)が保護管理

保護増殖の実施

保護増殖事業計画 **38種・亜種に関する計画策定**
○環境省(+各省)が策定 (告示)
○環境省により保護増殖事業を実施

絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト(レッドリスト)の公表状況



* 2006年度改訂を予定しているレッドリストは、動物においては3回目、植物においては2回目の公表となる。

* 1991年はレッドリストと、レッドリストに基づき生息状況等を取りまとめ編纂した書物であるレッドデータブックを同時に発表している。

1997年～2000年にかけて公表したレッドリストに対応するレッドデータブックは2000年～2006年にかけて刊行された。

* 植物については、日本自然保護協会、世界自然保護基金等が「我が国における保護上重要な植物種の現状」を1989年に出版している。

* 植物 は維管束植物以外の植物で、蘚苔類・藻類・地衣類・菌類を対象としている。

国内希少野生動植物種一覧表

平成16年7月現在（全73種）

* 鳥類（39種）

科名	種名		指定期	特定国内希少野生動植物種
	和名	学名		
あほうどり科	アホウドリ	テ・イメデ・ア・アルバートルス	H5. 2. 10 政令第17号 (H5. 4. 1施行) 以下同上	
う	チシマウガラス	ファラクロラクス・ウリル		
こうのとり科	コウノトリ	キコニア・ホ・イナ		
と	トキ	ニホ・ニア・ニホ・ン		
がんかも科	シジュウカラガン	プ・ランタ・カ・テン・ス・イス・レウコバ・レイア		
わしたか科	オオタカ	アキビ・テル・ゲ・ン・テ・イ・ス・フ・ジ・ヤマエ		
	イヌワシ	アキラ・クリュサエ・ス・ヤホ・ニカ		
	ダイトウノスリ	プ・オ・ブ・テ・オ・オ・ス・イ・ロ・イ		
	オガサワラノスリ	プ・オ・ブ・テ・オ・ト・ヨ・ス・イ・マイ		
	オジロワシ	ハリアエトウス・アルビ・キル・アルビ・キル		
	オオワシ	ハリアエトウス・ベ・ラ・キ・クス・ベ・ラ・キ・クス		
	カンムリワシ	スピ・ロ・ニス・ケ・エ・ラ・ベ・ル・ブ・レ・クス		
	クマタカ	スピ・ザ・エ・ト・ウス・ニ・ハ・レン・ス・イス・オリエンタリス		
はやぶさ科	シマハヤブサ	ファルコ・ベ・レ・グ・リス・フル・イ・イ		
	ハヤブサ	ファルコ・ベ・レ・グ・リス・ヤホ・ネ・ス・イス		
き	ライチョウ	ラゴ・フ・ス・ム・ト・ウス・ヤホ・ニ・クス		
つ	タンチョウ	ケ・ル・ス・ヤホ・ネ・ス・イス		
く	ヤンバルクイナ	ラ・ル・ス・オ・キ・ナ・ウ・エ		
し	アマミヤマシギ	スコロバ・クス・ミ・ウ		
	カラフトアオアシシギ	トリンガ・グ・テ・イ・フェル		
うみすずめ科	エトビリカ	ルンタ・キル・タ		
	ウミガラス	ウリア・アルゲ・イ・ノル・タ		
は	キンバト	カルコファ・ス・イン・テ・イ・カ・ヤ・マ・ス・イ・イ		
	アカガシラカラスバト	コルンバ・ヤン・テ・イ・ニ・テン・ス		
	ヨナクニカラスバト	コルンバ・ヤン・テ・イ・ス・テ・イ・ネ・ゲ・リ		
ふくろう科	ワシミミズク	プ・ボ・ブ・ボ	H9. 11. 27 政令第338号 (H9. 12. 28施行) H5. 2. 10 政令第17号 (H5. 4. 1施行) 以下同上	
	シマフクロウ	ケ・ト・バ・ブ・ラ・キ・スト・ニ・ブ・ラ・キ・スト・ニ		
き	オーストンオオアカゲラ	テ・ント・ロ・ホ・ス・レ・ウ・コ・ス・オ・ウ・ス・ニ		
つ	ミユビゲラ	ヒ・コ・イ・テ・ス・ト・リ・タ・ケ・ル・ス・イ・ウ・イ・イ		
つ	ノグチゲラ	サ・フ・エ・ヒ・ボ・ノ・グ・キ・イ		
やいろちょう科	ヤイロチョウ	ヒ・タ・ブ・ラ・キ・ウ・ラ・ニ・ン・フ・ア		
ひ	アカヒゲ	エリタ・クス・コ・マ・ト・リ・コ・マ・ト・リ		
た	ホントウアカヒゲ	エリタ・クス・コ・マ・ト・リ・ナ・ミ・イ・イ		
き	ウスアカヒゲ	エリタ・クス・コ・マ・ト・リ・ス・フ・ル・フ・ス		
	オオトラツグミ	ト・ウ・ル・ト・ウス・タ・ウ・マ・ア・マ・ミ		
	オオセッカ	メ・ガ・ル・ス・ブ・リ・ユ・エ・リ・ブ・リ・ユ・エ・リ		
みつすい科	ハハジマメグロ	ア・ハ・ロ・フ・テ・ロ・ン・フ・ア・ミ・リ・ア・レ・ハ・ス・イ・マ		
あ	オガサワラカワラヒワ	カル・ト・ウ・エ・リ・ス・イ・ニ・カ・キ・ト・リ・ス・イ		
か	ルリカケス	ガ・ル・ル・ス・リ・ト・イ		

* 哺乳類（4種）

科名	種名	学名	備考	
おおこうもり科	ダイトウオオコウモリ	プ・テ・ロ・フ・ス・タ・ス・マ・ル・ス・タ・イ・ン・ス・イス	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)	
う	アマミノクロウサギ	ヘ・ン・タ・ラ・グ・ス・フル・ネ・イ	同 上	
ね	ツシマヤマネコ	フェリス・エウ・テ・イル	H6. 1. 28 政令第13号 (H6. 3. 1施行)	
	イリオモテヤマネコ	フェリス・イ・リ・オ・モ・テ・ン・ス・イス	同 上	

* 爬虫類（1種）

科名	種名	学名	備考	
へ	キクザトサワヘビ	ホ・ス・ト・ロ・ヒ・ス・キ・ザ・ト・イ	H7. 2. 8 政令第18号 (H7. 4. 1施行)	

* 両生類（1種）

科名	種名	学名	備考	
さんしょううお科	アベサンショウウオ	ヒ・ノ・ヒ・ウス・ア・ベ・イ	H7. 2. 8 政令第18号 (H7. 4. 1施行)	

* 魚類 (4種)

科 名	種 名	備 考
こ い 科	イタセンバラ	H7. 2. 8 政令第18号 (H7. 4. 1施行)
	スイゲンゼニタナゴ	H14. 8. 7 政令第276号 (H14. 9. 1施行)
	ミヤコタナゴ	H6. 1. 28 政令第13号 (H6. 3. 1施行)
ど じ ょ う 科	アユモドキ	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)

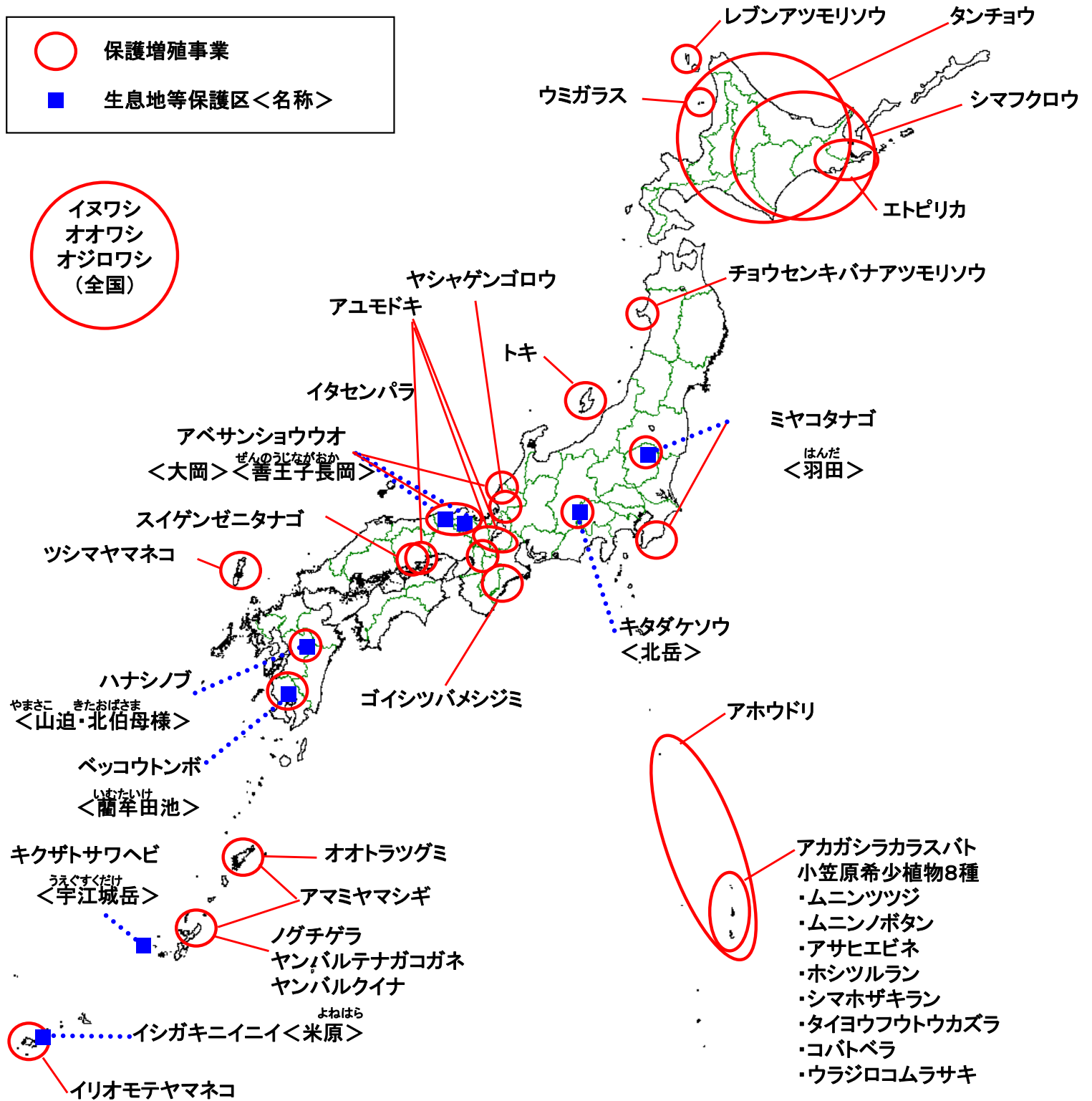
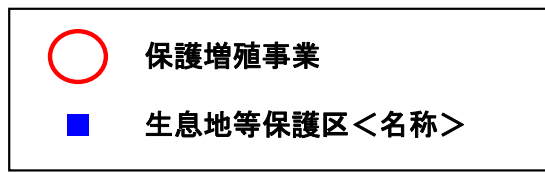
* 昆虫類 (5種)

科 名	種 名	備 考
と ん ぼ 科	ベッコウトンボ	H6. 1. 28 政令第13号 (H6. 3. 1施行)
せ み 科	イシガキニイニイ	H14. 8. 7 政令第276号 (H14. 9. 1 施行)
げ ん ご ろ う 科	ヤシヤゲンゴロウ	H8. 1. 18 政令第4号 (H8. 2. 1施行)
こ が ね む し 科	ヤンバルテナゴコガネ	同 上
し じ み ち ょ う 科	ゴイシツバメシジミ	同 上

* 植物 (19種、うち特定国内希少野生動植物種6種)

科 名	種 名	備 考
お し だ 科	アマミデンダ	H11. 11. 25 政令第380号 (H12. 1. 4施行)
つ つ じ 科	ムニンツツジ	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)
	ヤドリコケモモ	H11. 11. 25 政令第380号 (H12. 1. 4施行)
の ぼ た ん 科	ムニンノボタン	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)
ら ん 科	アサヒエビネ	同 上
	ホシツルラン	同 上
	チョウセンキバナアツモリソウ	H14. 8. 7 政令第276号 (H14. 9. 1 施行)
	ホテイアツモリ	H9. 9. 5 政令第276号 (H9. 11. 1施行)
	レブンアツモリソウ	H6. 1. 28 政令第13号 (H6. 3. 1施行)
	アツモリソウ	H9. 9. 5 政令第276号 (H9. 11. 1施行)
	オキナワセッコク	H14. 8. 7 政令第276号 (H14. 9. 1 施行)
	コゴメキノエラン	同 上
	シマホザキラン	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)
	クニガミトンボソウ	H14. 8. 7 政令第276号 (H14. 9. 1 施行)
こ し ょ う 科	タイヨウフウトウカズラ	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)
と べ ら 科	コバトベラ	同 上
は な し の ぶ 科	ハナシノブ	H7. 2. 8 政令第18号 (H7. 4. 1施行)
き ん ぼ う げ 科	キタダケソウ	H6. 1. 28 政令第13号 (H6. 3. 1施行)
く ま つ づ ら 科	ウラジロコムラサキ	H16. 7. 政令第222号 (H16. 7. 15施行)

国内希少野生動植物種の生息地等保護区と保護増殖事業



平成18年8月現在

保護増殖事業計画における各種の飼育下繁殖及び野生復帰の記述

	飼育下繁殖		野生復帰	
	技術確立、検討	実施	検討	実施
アベサンショウウオ				
アホウドリ				
アマミノクロウサギ	○			
アマミヤマシギ	○			
アユモドキ	○	○	○	
イタセンバラ	○			
イヌワシ		○	○	
イリオモテヤマネコ	○			
ウミガラス	○		○	
エトピリカ	○		○	
オオトラツグミ	○			
小笠原植物 8 種	○	○	○	○
キタダケソウ				
ゴイシツバメシジミ		○	○	
シマフクロウ		○		○
スイゲンゼニタナゴ	○	○	○	
タンチョウ		○	○	
チョウセンキバナアツモリソウ	○	○	○	
ツシマヤマネコ		○		○
トキ（変更後）		○		○
ノグチゲラ	○			
ハナシノブ				
ベッコウトンボ				
ミヤコタナゴ		○	○	○
ヤンバルクイナ	○	○	○	
ヤンバルテナガコガネ		○	○	
ヤシャゲンゴロウ	○		○	
レブンアツモリソウ		○		

トキ保護増殖事業について

1. トキについて

(1) 学名・分類

Nipponia nippon (Temminck, 1835)

コウノトリ目 トキ科 トキ

(2) 保護に関する指定等

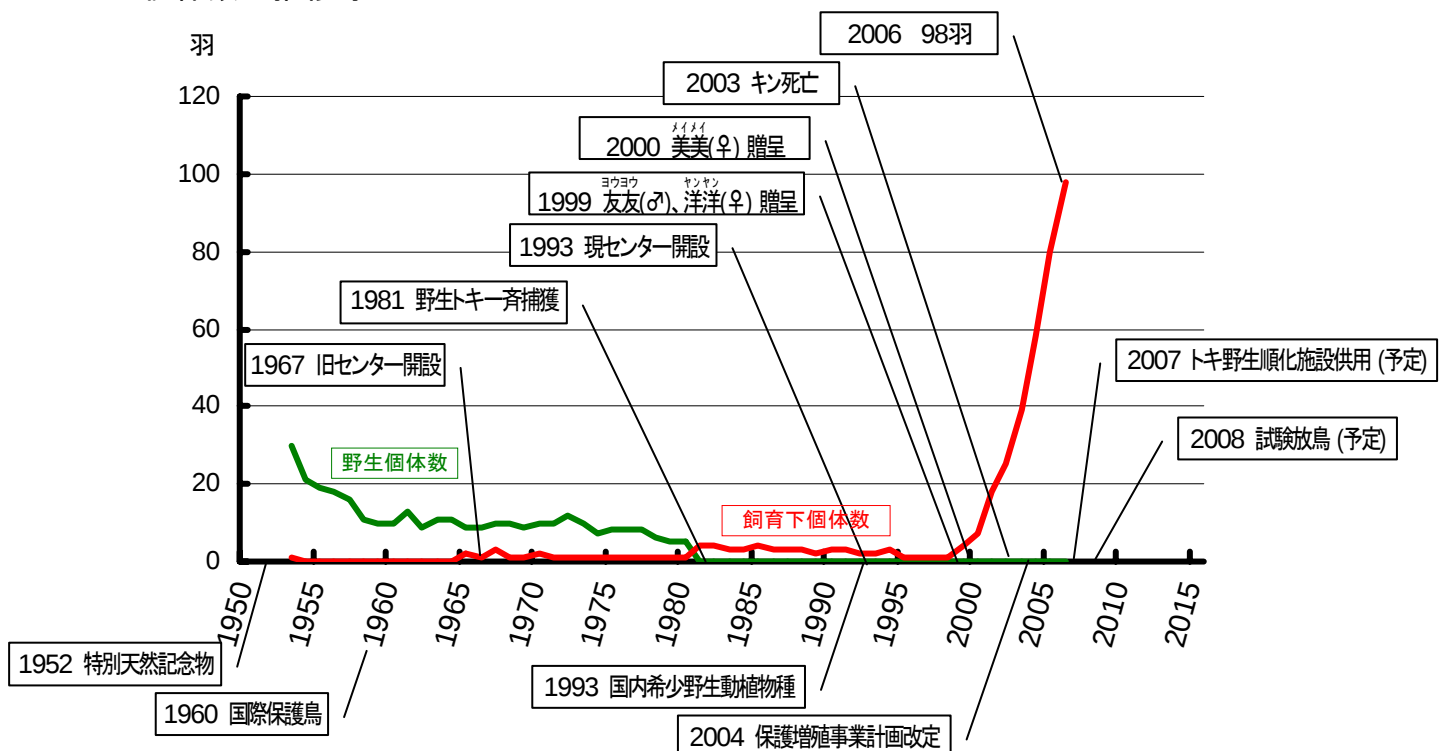
- ・ 特別天然記念物
- ・ 種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」
- ・ 日本版レッドリスト 野生絶滅に掲載
- ・ 国際保護鳥
- ・ IUCN版レッドリスト 絶滅危惧に掲載
- ・ ワシントン条約 附属書 I に掲載



2. トキ保護増殖事業計画 (H16年1月29日 農林水産省 国土交通省 環境省)

- (1) 個体の繁殖及び飼育
- (2) 生息環境の整備
- (3) 再導入の実施
- (4) 飼育個体の分散
- (5) 中国との相互協力の推進
- (6) その他

3. 個体数の推移等



猛禽類保護への対応

1. 猛禽類を保護する意味

猛禽類は、生態系において食物連鎖の頂点に位置していることから、被食者に比べ個体数が少なく、環境の変化の影響を受けやすく絶滅のおそれのある種を多く含んでいる。また、猛禽類の存在は、猛禽類が生態系を構成する多様な生物相に支えられていることから、生態系の健全性を示す指標として考えられている。猛禽類を保護することは、地域の生態系、生物多様性の保全を図っていく上で象徴的な意味がある。

2. 猛禽類保護への対応

(1) 分布、個体数、生態などの知見の収集

猛禽類は、個体数が少ない上に、行動圏が広く、繁殖が年に1回、育雛までに時間がかかる等のため、分布、個体数、生態等の知見の収集に長期間を要する。

これらの知見を収集するため、イヌワシ、クマタカ、オオタカについての調査を実施し、推定個体数、分布図等を公表してきた。推定個体数については、イヌワシは約400～650羽、クマタカは最低約1,800羽、オオタカは最低約1,800～2,200羽である。これら3種の分布図は別紙1～3のとおりである。また、今年度においても引き続きこの3種について、調査を実施しているところである。

(2) 開発行為による生息・繁殖への影響等の回避、低減

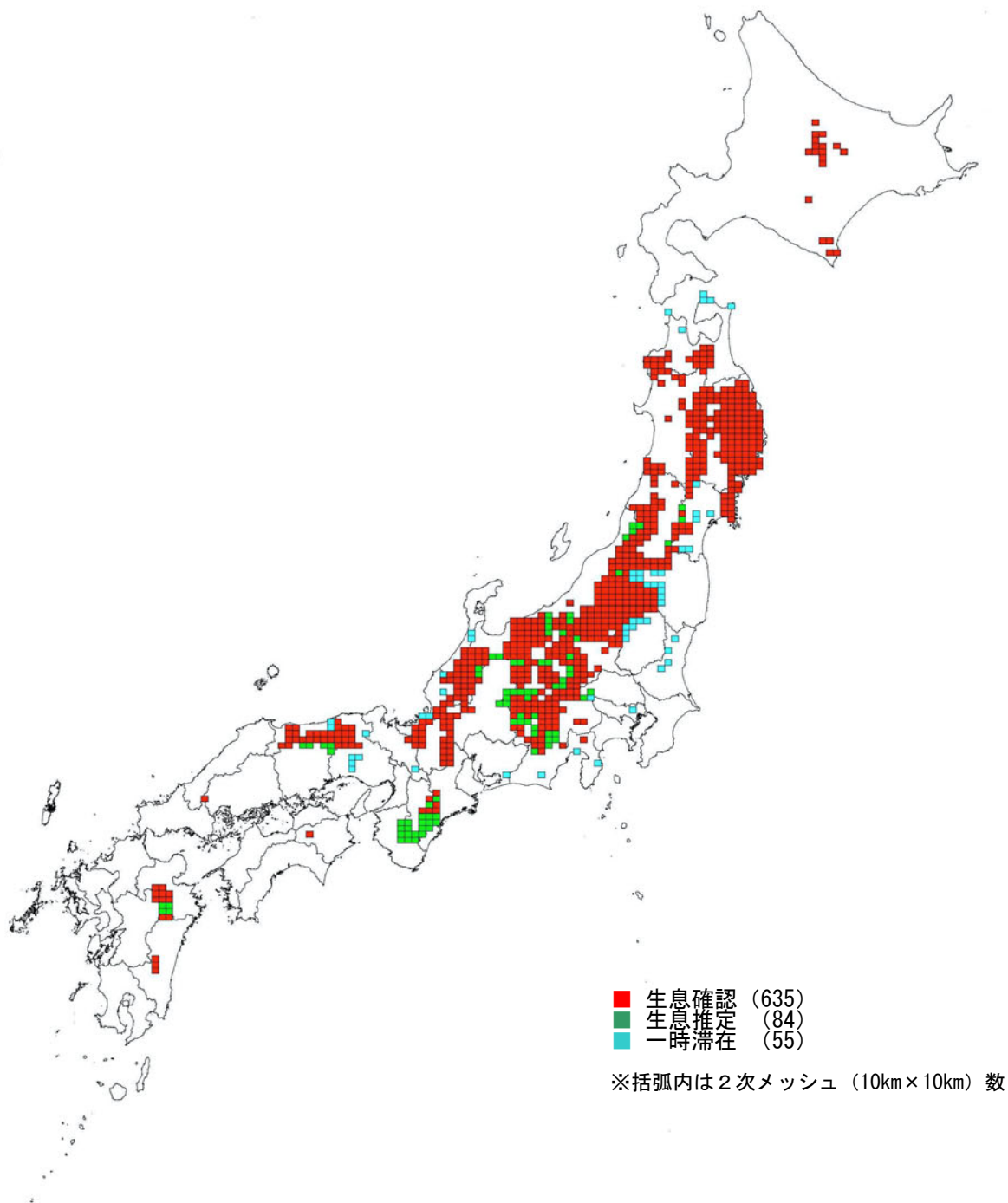
開発行為による生息・繁殖への影響等を回避、低減するため、平成8年に開発行為における猛禽類保護への配慮方法等をマニュアル化した「猛禽類保護の進め方」(特にイヌワシ・クマタカ・オオタカを中心として)を示した。

また、(1)の調査結果等を踏まえ、今後「猛禽類保護の進め方」の改訂を検討していくこととしている。

(3) 個別種の保護増殖事業

イヌワシについては、平成8年に保護増殖事業計画を策定したところであるが、平成17年にはオオワシ、オジロワシについて、各々の種毎に保護増殖事業計画を策定した。環境省としては、これらの計画に基づいて、生息・繁殖状況等の把握、繁殖地等における繁殖環境等の維持及び改善等の保護増殖事業に取り組んでいる。

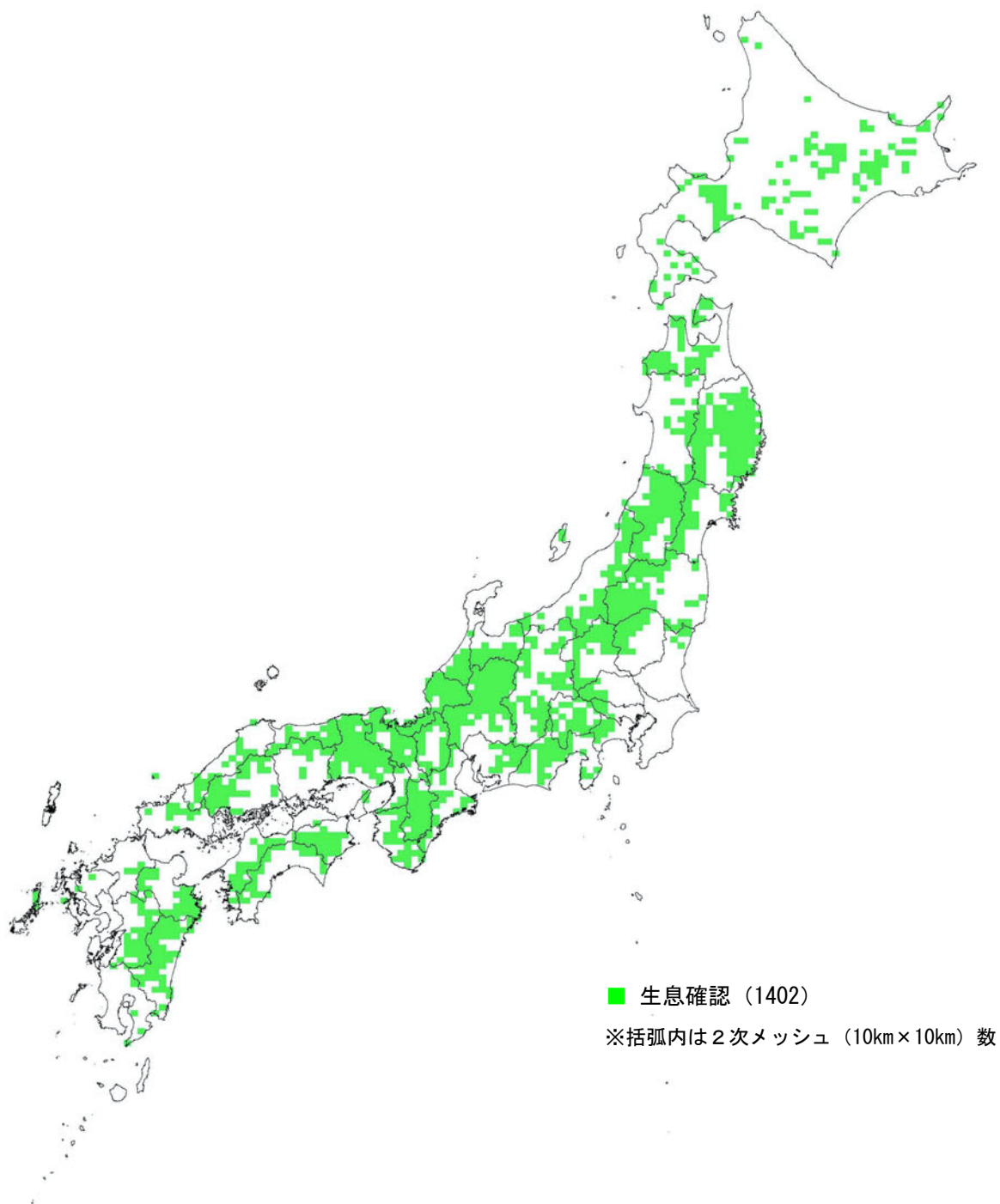
日本におけるイヌワシの生息分布（1990～2002 年 3 月）



注 1 「生息確認」は既存資料調査、現地調査、アンケート調査から実際に生息が確認されたメッシュ、「生息推定」はアンケート調査から生息が推定されたメッシュ、「一時滞在」は既存資料調査、現地調査、アンケート調査から実際に生息が確認されたが一時的な滞在だと思われるメッシュを表している。

注 2 生息が確認されていないメッシュには、まだ調査が行われていないメッシュが含まれているため、今後の調査の進展によって、新たな生息が確認される可能性がある。

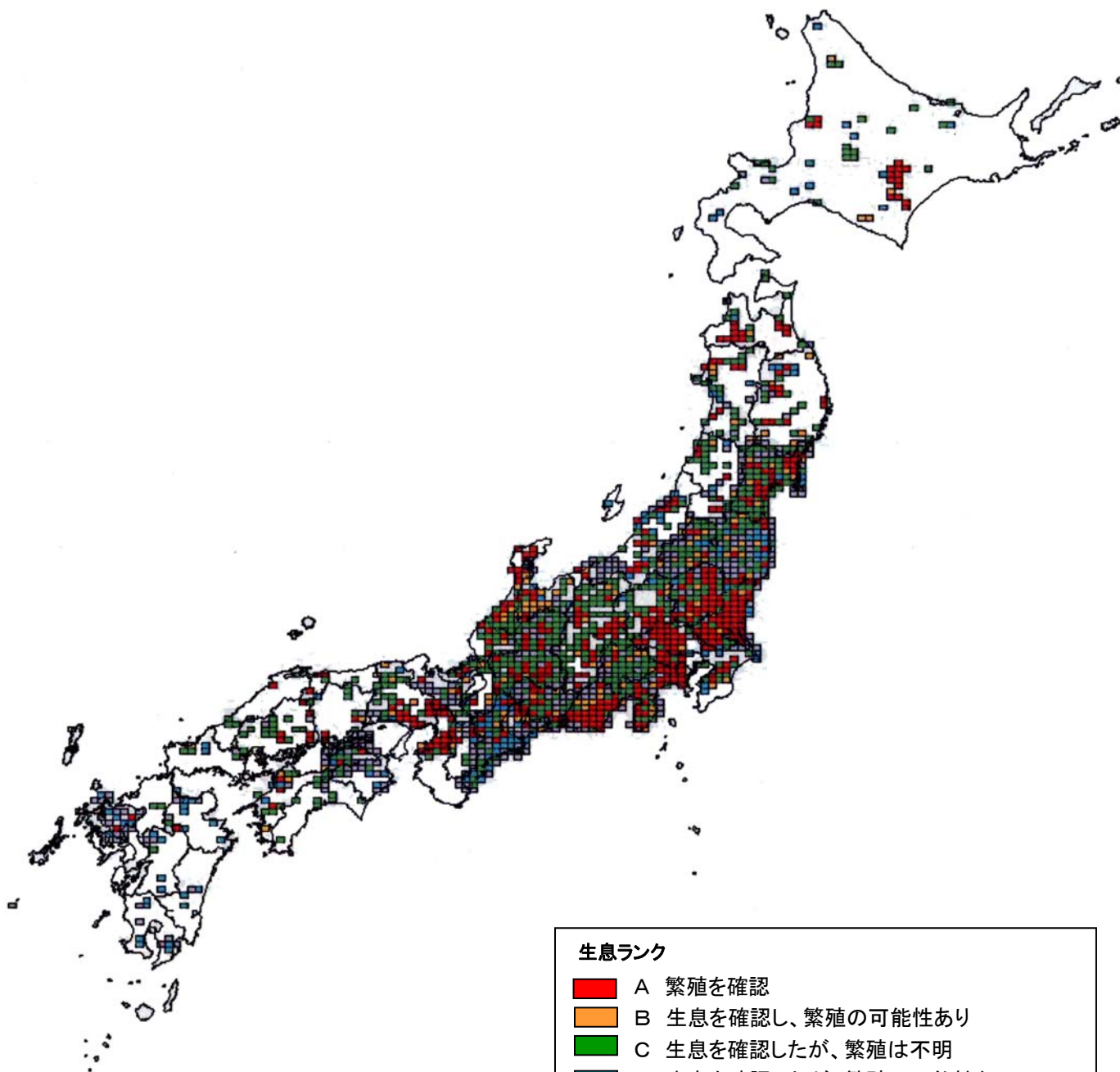
日本におけるクマタカの生息分布（1990～2002 年 3 月）



注1 「生息確認」は既存資料調査、現地調査、アンケート調査から実際に生息が確認されたメッシュを表しており、イヌワシの生息分布図における「生息確認」と「一時滞在」の両方を含んでいる（「生息確認」と「一時滞在」を区別できなかったため）。

注2 生息が確認されていないメッシュには、まだ調査が行われていないメッシュが含まれているため、今後の調査の進展によって、新たな生息が確認される可能性がある。

日本におけるオオタカの生息分布 (1996年～2000年)



※メッシュがないところは、生息情報が得られなかったところ

都道府県版レッドデータブック及び希少種の保護・種の保存に関する条例作成状況

(平成18年9月現在)

都道府県名	レッドデータブック 作成状況	希少種の保護・種の保存に関する都道府県条例		
		策定状況 (△は作成中)	条例名	施行日
北海道	○	○	北海道希少野生動植物の保護に関する条例	平成13年12月1日
青森県	○			
岩手県	○	○	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	平成14年12月16日
宮城県	○			
秋田県	○			
山形県	○			
福島県	○	○	福島県野生動植物の保護に関する条例	平成17年4月1日
茨城県	○			
栃木県	○	○	自然環境の保全及び緑化に関する条例	昭和49年3月30日
群馬県	○			
埼玉県	○	○	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	平成12年3月24日
千葉県	○			
東京都	○	○	東京における自然の保護と回復に関する条例	平成13年4月1日
神奈川県	○			
新潟県	○			
富山県	○			
石川県	○	○	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	平成16年4月1日
福井県	○			
山梨県	○	○	山梨県高山植物の保護に関する条例	昭和61年4月1日
長野県	○	○	長野県希少野生動植物保護条例	平成16年1月1日
岐阜県	○	○	岐阜県希少野生生物保護条例	平成15年8月1日
静岡県	○	○	静岡県自然環境保全条例	平成13年9月1日改正
愛知県	○			
三重県	○	○	三重県自然環境保全条例	平成15年4月1日
滋賀県	○	○	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	平成18年3月30日
京都府	○			
大阪府	○			
兵庫県	○	○	環境の保全と創造に関する条例	平成7年8月1日
奈良県	○			
和歌山県	○			
鳥取県	○	○	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例	平成13年12月21日
島根県	○			
岡山県	○	○	岡山県希少野生動植物保護条例	平成15年12月19日
広島県	○	○	広島県野生生物の種の保護に関する条例	平成6年3月29日
山口県	○	○	山口県希少野生動植物種保護条例	平成17年12月1日
徳島県	○	○	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例	平成18年3月30日
香川県	○	○	香川県希少野生生物の保護に関する条例	平成18年4月1日
愛媛県	○	△	愛媛県希少野生動植物保護条例（仮称）	未定
高知県	○	○	高知県希少野生動植物保護条例	平成18年7月1日
福岡県	○			
佐賀県	○	○	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	平成15年4月1日
長崎県	○			
熊本県	○	○	熊本県希少野生動植物の保護に関する条例	平成2年12月22日
大分県	○	○	大分県希少野生動植物の保護に関する条例	平成18年3月30日
宮崎県	○	○	宮崎県野生動植物の保護に関する条例	平成18年4月1日
鹿児島県	○	○	鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	平成15年4月1日
沖縄県	○	△	沖縄県希少野生動植物種保護条例（仮称）	平成19年11月予定
合計	47	26		